

CU三多摩ニュース No.84

2022. 8. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

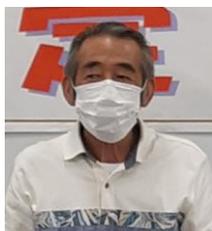
Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

コミュニティユニオン三多摩協議会 第八回定期大会開く



8月7日、コミュニティユニオン三多摩協議会(以下CU三多摩)は告知のとおり、第八回定期大会を国分寺の労政会館で開催しました。コロナの第7波の最中、大事を取って参加者は執行委員を中心としました。

開会冒頭、宮田清志執行委員長(写真右)は、コロナの感染者が世界一となった中での定期大会となり、限られた人数での開催にしたと述べました。また



国内では医療現場の逼迫、世界的にもロシアがウクライナへ侵攻し、国際的な批判の高まりに、核兵器の使用もちらつかせるなど大変危険な情勢となっていると言及しました。そんな中、労働者の現状も大変困難になっており、CU三多摩の一年間の活動を総括して、来年度に向けた方針を作るために奮闘しようと呼びかけました。

大会には来賓として、本部から佐藤委員長、高畠副委員長、顧問の白根弁護士が参加、ご挨拶を頂きました。本部の佐藤委員長は元三多摩協議会の執行委員長。「組合員の拡大目標が達成できないことについて、本部の四役会議で喧々譁々議論した。地域を大切にす運動を進めよう。」

ロシアの核使用脅迫に 屈せず 核兵器禁止条 約を批准させよう !!

と激励をいただきました。合わせて本部の高畠副委員長が、「三多摩には 26 の市があり、大きい地域だ。500 人の組合組織にするために、本部としても支援をしたい。」とあいさつしました。

三多摩地域に500人の組合を作ろう！



大江拓実書記長(写真左)が、2015年6月に41人でCU東京三多摩協議会を立ち上げ、7年間で200件を超える相談を受け、解決をしてきたこと。現在300人を超える組合となり、2021年度も、一年間で33件もの労働相談を当事者と共に解決してきたと報告。

また、二カ月に一回開催される執行委員会では、『未組織労働者の結集に向けて』『労働組合運動とCUの今後の闘いについて』『人を大切にする経営と障がい者雇用』など時々の労働問題について積極的に学習も行き、力を付けてきたことも報告。

今年の最低賃金引き上げ額が31円と報道されていることについて、目指すは全国どこでも一時間1500円の最低賃金であり、宣伝に力を入れようと提起しました。また、引き続き働く者の駆け込み寺としての役割を果たすと共に、組合員同士の交流にも取り組み、三多摩地域で500人の組合を作ること为目标に、頼りになる労働組合を作りましょうと方針を提示しました。

大会参加者からは「駆け込み寺だけど、自分が闘う意識を持つことが大事」「財政的な支えとなる協力組合員が増えることも重要」などの発言の後、活動報告と2022年度の活動方針をみんな承認し、団結してがんばる決意を固めあい、大会を終わりました。

【労働相談より】

退職に当たっての団体交渉で 就業規則の意味も給料明細書の大切さも 労働組合の必要性も 分かった！

T病院の給食調理業務に勤務していました。調理師の人手が慢性的に不足で、公休の日に休めないため、管理職に調理師を雇うよう常に進言していましたが、聞いてもらえませんでした。公休の日に休める体制を作るため、半日休を増やし、合わせて公休を取ったことにしていました。

早番も5人必要な所を4人にされていました。それは、少しでも休みの日に人を確保するためです。早番の時は、朝5時の作業開始にも拘らず、4時半頃に出勤。しかし、残業代も深夜料金での支給ではなく、普通の早出の計算でした。

遅番の時も、仕事が間に合わないので早めに出勤していても手当ではなく、休日出勤していても休日手当もつかず普段の出勤と同じ扱いでした。

このように不当労働行為がまかり通っていた職場で、処遇の改善も望めず退職を決意。その時CU三多摩協議会に相談したところ、団体交渉を行う中で、残業代をまともに支払ってもらえることになりました。

T病院が、労働基準法に反することをやっていたことを、給料明細書や労働時間管理やタイムカードの記載などで分かることも学びました。

この体験を通じて、労働組合の大切さが分かり、給与明細や就業規則等学習する大切さがわかりました。

【MY】

組合の福利厚生について

★東京ディズニーリゾートの利用補助券提供
組合員一人年間5枚。補助額は千円。
必要な方はCU三多摩へご連絡ください。



白根心平弁護士が顧問弁護士を退任



CU三多摩発足時から顧問弁護士として労働相談に携わってきた八王子法律事務所の白根心平弁護士が、本大会を機に退任

されることになりました。

白根弁護士は、当組合の毎月の事務局会議に参加し、労働相談の検討の際に法律的な考え方を示唆し、電話での問い合わせや困難事例の相談にも快く応じてくれるなど、顧問弁護士として精力的にCU三多摩を支えてくださいました。また、団体交渉で解決できなかった問題などの提訴も引き受けていただき、多くの仲間が助けられました。この度、出身地の埼玉県へお帰りになることになり、退任するものです。

白根弁護士は大会での来賓あいさつで、弁護士になって7年、組合と共に歩んできたとおっしゃって下さいました。

白根心平弁護士に心からの感謝を申しあげ、今後のいっそうのご活躍を祈念いたします。本当にありがとうございました。

お知らせ

新型コロナ感染での「待機」にも 入院共済を給付

新型コロナに感染し、入院以外のホテルや自宅での隔離が求められた場合もCU東京の入院共済給付の対象になります、

◎申請に必要なものは以下の通り

- ①入院共済申請書
- ②診察した医療機関の診断書（コロナ感染の陽性の診断の分かるもの）又は保健所の指示文書（コピーでもよい）
- ③同意書

お問い合わせはCU三多摩事務所又は
090-2247-1166へご連絡ください。